

児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関

(平成27年3月30日現在)

独立行政法人国立病院機構 帯広病院
独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター
独立行政法人国立病院機構 八雲病院
独立行政法人国立病院機構 福島病院
独立行政法人国立病院機構 青森病院
独立行政法人国立病院機構 八戸病院
独立行政法人国立病院機構 岩手病院
独立行政法人国立病院機構 釜石病院
独立行政法人国立病院機構 宮城病院
独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院
独立行政法人国立病院機構 あきた病院
独立行政法人国立病院機構 山形病院
独立行政法人国立病院機構 米沢病院
独立行政法人国立病院機構 いわき病院
独立行政法人国立病院機構 花巻病院
国立精神・神経センター武蔵病院
独立行政法人国立病院機構 千葉東病院
独立行政法人国立病院機構 茨城東病院
独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院
独立行政法人国立病院機構 西群馬病院
独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院
独立行政法人国立病院機構 下志津病院
独立行政法人国立病院機構 神奈川病院
独立行政法人国立病院機構 新潟病院
独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院
独立行政法人国立病院機構 東長野病院
独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター中信松本病院
独立行政法人国立病院機構 甲府病院
独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター
独立行政法人国立病院機構 小諸高原病院
独立行政法人国立病院機構 箱根病院

独立行政法人国立病院機構 北陸病院
独立行政法人国立病院機構 富山病院
独立行政法人国立病院機構 石川病院
独立行政法人国立病院機構 七尾病院
独立行政法人国立病院機構 医王病院
独立行政法人国立病院機構 長良医療センター
独立行政法人国立病院機構 天童病院
独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センター
独立行政法人国立病院機構 静岡富士病院
独立行政法人国立病院機構 東名古屋病院
独立行政法人国立病院機構 豊橋医療センター
独立行政法人国立病院機構 三重病院
独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院
独立行政法人国立病院機構 福井病院
独立行政法人国立病院機構 紫香楽病院
独立行政法人国立病院機構 あわら病院
独立行政法人国立病院機構 南京都病院
独立行政法人国立病院機構 宇多野病院
独立行政法人国立病院機構 刀根山病院
独立行政法人国立病院機構 兵庫中央病院
独立行政法人国立病院機構 兵庫青野原病院
独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター
独立行政法人国立病院機構 和歌山病院
独立行政法人国立病院機構 やまと精神医療センター
独立行政法人国立病院機構 松江医療センター
独立行政法人国立病院機構 南岡山医療センター
独立行政法人国立病院機構 賀茂精神医療センター
独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター
独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター
独立行政法人国立病院機構 山口宇部医療センター
独立行政法人国立病院機構 柳井医療センター
独立行政法人国立病院機構 高知病院
独立行政法人国立病院機構 徳島病院

独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター
独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター
独立行政法人国立病院機構 愛媛医療センター
独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター
独立行政法人国立病院機構 福岡病院
独立行政法人国立病院機構 大牟田病院
独立行政法人国立病院機構 東佐賀病院
独立行政法人国立病院機構 長崎病院
独立行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター
独立行政法人国立病院機構 熊本再春荘病院
独立行政法人国立病院機構 西別府病院
独立行政法人国立病院機構 宮崎病院
独立行政法人国立病院機構 宮崎東病院
独立行政法人国立病院機構 南九州病院
独立行政法人国立病院機構 沖縄病院
独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター
独立行政法人国立病院機構 菊池病院
独立行政法人国立病院機構 琉球病院